

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第 8 1 6 回

宿 毛 市 農 業 委 員 会 総 会

1. 日 時 令和元年 9 月 2 日（月曜日）午後 1 時 3 0 分

2. 場 所 宿毛市役所 3 階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	6 番 小川 節美	7 番 澤田 誠規
8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司	10 番 寺田 巧
11 番 羽賀 大透		

1 番 松本 功	2 番 保田 稔	3 番 川島 照久
4 番 西山 讓	5 番 細川 秀信	6 番 山本 大
7 番 浦田 久永		

4. 欠席者（1名）

5 番 岩本 誠司

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
宿毛市産業振興課農業振興係長 舩谷 心悟

6. 付議案件

議案第 1 号	農地法第 3 条許可申請審査について
議案第 2 号	農地法第 4 条許可申請審査について
議案第 3 号	農地法第 5 条許可申請審査について
議案第 4 号	宿毛市農用地利用集積について
議案第 5 号	農用地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）
議案第 6 号	宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）

○議 長 (会長代理あいさつ)

これより第816回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番小島久司委員、10番寺田 巧委員にお願いします。

なお、5番岩本誠司委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議 長 これより議事に入ります。
議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 今回の申請は3件で、内訳は、売買が2件、贈与が1件です。
それでは、ご説明いたします。番号8番。場所は3ページに位置図をつけております。大字和田。譲受人の自宅周辺、松田川小学校向かいに広がる農地のうちの1筆になります。
譲渡人は、相続により農地を取得しておりましたが、この度農地を処分することとなり、地元の方へ売買で譲ることとなりました。
登記地目は田で、引き続き水稻を作る予定です。
本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号9番。位置図は4ページと5ページになります。場所は大字芳奈。4ページの位置図中、国道56号線芳奈口交差点から県道橋上平田線へ進み、東側に広がる農地のうちの2筆(番号①、②)のほか、芳奈川沿いに広がる農地のうちの2筆(番号③、⑫)の4筆。

次に5ページの位置図では、中央付近芳奈川沿いの農地4筆(番号④から⑦)、上流に進み2筆(番号⑨、⑩)、そして奥に位置する2筆(番号⑧、⑪)のあわせて12筆になります。

親から子への贈与で、水稻やネギ、季節野菜を作るとの計画が出されております。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

次に、番号 10 番。場所は 6 ページに位置図をつけております。大字二ノ宮。高石地区。譲渡人の自宅周辺の農地を含むあわせて 3 筆になります。

売買で畑では季節野菜、田では水稻を作るとの計画が出されております。本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の 3 条許可申請は以上になります。

○議 長 続きます、受付番号 8 番について和田地区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 **【議案書をもとに 8 番朗読】**
田村委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号 9 番について芳奈地区担当の澤田委員より説明をお願いします。

○澤田委員 **【議案書をもとに 9 番朗読】**
澤田委員より発言。

○議 長 続きます、受付番号 10 番について二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いします。

○山本委員 **【議案書をもとに 10 番朗読】**
山本委員より発言。

○議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第1号」の3件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案第2号「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号1番、所在地鷺洲。位置図は8ページになります。場所はダイナム宿毛店の裏の農地になります。
転用目的は、申請者は、申請地近辺の市街化が進み入居者の需要が見込まれることにより申請地に二棟の共同住宅を建築しようとするものです。
農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。共同住宅建築に伴う農地の転用面積は1373.00㎡。資金計画といたしましては、建築費(土地造成費)1億2,320万円、借入金1億2,320万円です。
農地区分につきましては、宿毛駅から概ね300m以内の距離に位置し、第3種農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号1番について、鷺洲地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 **【議案書をもとに1番朗読】**
山口委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」1件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第2号」の1件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局長 議案第3号「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。
受付番号14番、所在地押ノ川、位置図は10ページになります。国道56号線を四万十市方面に進み左折し、坂道を上り詰めた土地になります。
転用目的は、太陽光発電に最適な日照が得られ広さも確保できていることから、申請地に太陽光発電施設を設置しようとするものです。
農地転用に伴う、隣地農地同意書、隣接する一般住宅からの同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。太陽光発電施設の設置に伴う農地の転用面積は1322.00㎡。資金計画といたしましては、土地取得費120万円、土地造成費60万円、太陽光発電施設の設置工事費1,630万円、借入金1,810万円です。
農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種に該当せず、その他の農地と判断されることより転用に支障なしと考えております。

続きまして、受付番号15、16番、所在地小深浦、位置図は11ページになります。小深浦の交差点に面した2筆の土地になります。

転用目的は、当市の西側地区にはコンビニがなく飲食店も少ない事より申請地に賃借権を設定し商品販売、飲食用のコンビニ店舗を建築するとともに隣地に一体利用を目的とした駐車場を設置しようとするものです。

なお、申請地は第一種農地であるが、1台以上の大型車両が駐車できる駐車場及びトイレを備え休憩のための座席も20席以上設置し県道にも隣接している事から例外規定に該当するとの事です。

農地転用に伴う、隣地農地同意書、土地利用計画図、事業計画書等必要書類も添付されております。コンビニ店舗建築に伴う農地の転用面積は2,972㎡の内945.32㎡。駐車場設置面積は2,334㎡の内895.02㎡。資金計画といたしましては、コンビニ店舗の土地造成費2,000万円、建築費2,800万円、駐車場に係る土地造成費等1,500万円です。ファミリーマートが全額貸付いたします。

農地区分につきましては、第1種農地であります但先ほど説明した通り例外規定に該当することより、転用に支障なしと考えております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 長 続きます、受付番号14番について、押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 【議案書をもとに14番朗読】
田村委員より発言。

○議長 長 続きます、受付番号15番及び16番について、小深浦地区担当の山口委員より説明をお願いします。

○山口委員 【議案書をもとに15番及び16番朗読】
山口委員より発言。

○議長 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議長　　これより採決をいたします。
議案第3号「農地法第5条許可申請審査について」3件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- （「異議なし」との声あり）
- 議長　　異議なしということですので、「議案第3号」の3件は、意見を付して県に送付することに決しました。
- 議長　　続きまして、議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。
- 議長　　事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局員　　議案書は12ページからになります。今回は15件、内訳は新規が14件、再設定が1件です。
それでは順番にご説明いたします。受付番号46番から48番までの3件はいずれも新規設定、利用権の設定を受ける者が同一でありますので一括して説明させていただきます。
場所は大字戸内。主要地方道土佐清水宿毛線沿い、三共コンクリート事務所東側に広がる農地のうちの3筆になります。
地目は3筆とも田で、ハウスを建ててネギを作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。
- 続きまして番号49番。再設定です。場所は大字和田。文珠橋手前、松田川沿いに広がる農地のうちの1筆になります。こちらでは、引き続きスナップエンドウを作るとの計画が出ています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。
- 事務局員　　【議案書をもとに50番から45番まで朗読】
続きまして、番号50番から60番までの内容について、件数が多いですので前回同様、事務局から議案を読み上げ、あわせて説明いたします。

○事務局員 次に、事務局から利用権設定の内容について説明をいたします。申請件数は11件、全て新規設定です。

また、設定期間は10年、利用権の種類は使用貸借、いずれも11件とも同様の設定内容になります。

場所は大字戸内。参考までに今回の利用権設定の区域として位置図を添付しておりますのであわせてご覧ください。赤い囲みに位置する農地、さらに細かく青色で示した部分が今回の対象農地であり、その数は11名の所有者からあわせて33筆、約2.8haの設定になります。

なお、11件の申請のうち相続未登記の5件（受付番号50番、52番、54番、56番、57番）につきましては、相続関係の確認できる書類を申請時に添付されておりますので申し添えます。登記及び現況地目は全て田で水稲を作るとの計画が出されています。

事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。

今回の利用権設定は以上です。

○西山委員 続きまして、受付番号46番から48番、並びに50番について戸内地区担当の私の方から説明します。

○議長 続きまして、受付番号49番について、和田地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 【議案書をもとに49番朗読】
田村委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。
議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」15件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に通知することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第4号」15件は、市に通知することに決しました。
- (産業振興課 舛谷係長入室)
- 議 長 続きまして、議案第5号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。
産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。
- 舛谷係長 舛谷係長より説明
- 議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決をいたします。
議案第5号「農用地利用配分計画の意見聴取について」担当課、舛谷係長より説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第5号」11件は、市に答申することに決しました。

○議 長 続きます、議案第6号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。
産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●舩谷係長 舩谷係長より説明

○議 長 続きます、除外の整理番号1番について、楠山地区担当の濱田委員お願いいたします。

○濱田委員 【議案書をもとに除外整理番号1番朗読】
濱田委員より発言。

○議 長 続きます、除外の整理番号2番について、錦地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに除外整理番号2番朗読】
山口委員より説明。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第6号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課、舩谷係長より説明と委員より2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第6号」2件は、市に答申すること

に決しました。

(産業振興課 舛谷係長 退室)

- 議 長 続きます、協議事項に入ります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願いいたします。
- 事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。
番号 12 番。申請場所、所在地池島。登記地目畑。地図の方は 19 ページになります。場所は、樺市営住宅を左折し池島公園を通過した左側の土地で平成 15 年頃より住宅の進入口と庭になり現在に至る。
- 次に、番号 13 番。申請場所、所在地二ノ宮。登記地目畑。地図の方は 20 ページになります。場所は、所谷建設を左折し高石方面に進み右折した土地で平成 11 年頃より住宅を建築し現在に至る。
以上 2 件につき、農地への復帰は困難と考えます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。
- 議 長 続きます、受付番号 12 番について、池島地区担当の山口委員お願いいたします。
- 山口委員 **【議案書をもとに 12 番について朗読】**
山口委員より発言。
- 議 長 続きます、受付番号 13 番について、二ノ宮地区担当の山本委員お願いいたします。
- 山本委員 **【議案書をもとに 13 番について朗読】**
山本委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 これより採決をいたします。
非農地証明 2 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしとすることですので、非農地証明 2 件は、証明することに決しました。

- 議 長 事務局より報告事項があります。
(利用権の設定に伴う押ノ川の案件について)
このことにつきましては、事務局から借受人へ連絡を取り、現状を確認のうえ引き続き対応することとしておりますので報告いたします。

(公務災害補償制度への加入について)

次に「公務災害補償制度」について、先月の総会開催時に委員全員 18 名分の掛金を集金し手続きを終えておりますので報告します。ありがとうございました。

なお、領収書は今回の総会議案送付時にあわせてお送りいたしましたのでご確認ください。

(幡多地区農業委員研修会開催のお知らせ)

続きまして研修会開催のお知らせです。今年は 10 月 7 日(月)午後 1 時 30 分から 3 時 30 分までの予定で、四万十市の中村プリンスホテル(昨年は黒潮町)において幡多ブロックの農業委員研修会が開催されます。委員の皆さまには、ご多忙のこととは思いますが日程調整のほどよろしく願いいたします。

つきましては、後日、農業会議から正式な案内通知が届き次第、委員の皆さまへ研修会への出欠を確認するとともに、あわせて移動手段の確認を行う予定です。

なお、女性委員については研修会前に先立ち女性委員の会が開催される予定です。こちらも後日通知が直接送付されると思いますので参加のほどよろしく願いします。

また、直前になってやむを得ず欠席をされる場合は、分かり次第必ず事

務局までご連絡ください。

(活動記録簿の提出について)

次に、前回総会開催時に提出いただきました活動記録簿について、提出いただきありがとうございました。次回の記録簿提出日は11月27日(水)開催の総会時を予定しております。8月から11月までの内容を点検・確認予定です。引き続き、活動の際には記録簿への記入をお忘れのないようお願いいたします。

事務局にて4月から7月までの4ヶ月分の内容を点検、確認した結果、日付や活動実績件数(○や△の印)活動の分類については、概ね記入できていますが、右端の活動メモ(活動場所等)への記入が見受けられないケースがありました。

返却時にお願いとして配布しておりますが、活動記録簿への記入に当たっては、記入例を参考に右端のメモ欄へ活動を行った場所(地区名等)を記入するほか、農地所有者等から農地を貸したい、借りたい、売りたい、買いたい等の意向を把握した場合は、記録簿に意向を示した人の氏名と農地の面積・地番等をできる範囲で記入をお願いいたします。

(不動産合同公売会の開催について)

続きまして、幡多広域市町村圏事務組租税債権管理機構から不動産公売会のお知らせです。お手元に配布いたしました資料1をご覧ください。昨年に引き続き農地物件を中心とした差押不動産の公売会を開催することになりました。

公売会の日程は11月15日(金)午後1時30分受付開始。会場は、四万十市の高知県幡多総合庁舎3階大会議室。出品する物件は不動産に限定し農地を中心に予定しております。

今後、広報すくも10月号に、公売会開催の記事を掲載する予定です。

また、出品する物件が確定しましたら、公売公告後に物件情報をお知らせする予定です。

公売会について問い合わせがありましたら、詳細につきましては(裏面4. 今後の協力依頼を参照)幡多租税債権管理機構までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

(農業委員会等に関する行政機関への意見の提出について)

このことにつきまして、高知県農業会議より「地域で暮らし稼げる農業の実現に向けて(仮称)に対する意見等」について、このたび素案をとりまとめ、県下各農業委員会へ対して意見の照会がありました。

県下各農業委員会へ意見の照会を求め、最終的には、10月上旬に高知県農業振興部へ意見の提出を行う予定になっております。

つきましては、後日、委員の皆さまへ、農業会議から届いております素案をお送りいたしますので、内容をご確認いただき、記載内容の修正、追加等の意見がありましたら回答用紙の記入のうえ、お手数ですが9月20日(金)までに事務局へ提出くださいますようお願いいたします。

(人・農地プランの実質化に係るアンケート調査実施について)

それでは、続きまして人・農地プランの実質化について事務局からご説明いたします。このことにつきましては、先月の総会でスケジュールや内容を説明し今月からアンケートの実施をスタートすることとしております。

アンケート用紙は後日、委員の皆さまへ送付予定です。

なお、あわせて先月質問等をいただいておりますので、調査の進め方についてもアンケート用紙と一緒に配布いたしますのでご確認くださいませようようお願いいたします。

(次回総会の日程について)

最後に次回総会の日程をお知らせします。総会は10月4日(金)午後1時30分からの開会です。提出議案の締切は来週10日(火)、議案送付日は27日(金)の予定です。事務局からは以上です。

○議長　ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例総会の議事はすべて終了いたしました。これで第816回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

令和元年9月2日

会長代理

農業委員

農業委員